

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	知名町 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知名町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

知名町長

公表日

令和8年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、団体内総合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第93項の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第67条の2
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当
891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地
問合せ先電話番号 0997-93-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当
891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地
問合せ先電話番号 0997-93-3111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような対策を講じている。 ・特定個人情報の受け渡しを行う際、専用のUSB内で管理・保管している。 ・特定個人情報を含む書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、などダブルチェックを行っている。 これらの対策を講じている事から人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システムにおいて、必要最低限の人数となるよう職員のアクセス権限を設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月27日	I-4-②	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	法令改正による修正
令和8年2月10日	I-7	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年2月10日	I-8	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年1月20日	II-1 対象人数いつ時点の 計数か	令和3年3月1日 時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年1月20日	II-2 取扱者数いつ時点の 計数か	令和3年3月1日 時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年1月20日	IV-8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分か		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-8 人手を介在させる作業 判断の根拠		人手を介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような対策を講じている。 ・特定個人情報の受け渡しを行う際、専用のUSB内で管理・保管している。 ・特定個人情報を含む書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、などダブルチェックを行っている。 これらの対策を講じている事から人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策最も優先度 が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策当該対策は 十分か【再掲】		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策判断の根拠		自庁システムにおいて、必要最低限の人数となるよう職員のアクセス権限を設定している。	事後	新様式移行に伴う項目追加